



全国人権連2007年度 政府交渉の記録

全国人権連は2007年11月12日から13日にかけて、第2期第3回拡大幹事会並びに「貧困と格差、不平等を解消し、人間らしい暮らしのできる地域社会の実現をめざす」07年度の各省要請行動を実施しました。

会議は、山本正美常任幹事の進行で、中島純男副議長の開会挨拶で始まり、丹波正史議長が主催者を代表して「地域社会をめぐる状況」にふれて報告しました。

丹波議長は地域の状況を7つの観点から分析。地域で5人に1人が高齢者、少子化と若者の貧困格差がすすみ、地域そのものが崩壊、全国的に約1000か所が消滅、近い将来さらに600の地域が消滅すると指摘。その一方、大企業の地域支配が浸透し、創価学会も貧困層に食い込み自公政治に対する不満を一定程度吸収している。「解同」は「部落」の崩壊で未来はないため「人権擁護法案」の成立に躍起になっている。このなかで地域人権連は年金、介護、生活保護、医療問題などの住民要求を

くみあげる生活相談活動などをつうじ、着実に前進しており、今回の政府各省との交渉で、住民要求の実現に役立つ成果をひき出そうと決意を述べました。

井上哲士日本共産党参議院議員は「衆参のねじれ国会で自・民の大連立というハプニングがあったが、国民の要求にはねじれない」と国会報告、人権連代表らを激励しました。

新井直樹事務局長が当面する課題で議案提案。人権擁護法案をめぐる情勢で、鳩山邦夫法務大臣の「自民党が同法案を通せば選挙に有利になる」との発言を重視。参議院選で同法案反対派の議員らが落選、「解同」委員長と同郷の古賀誠自民党選対委員長が、福岡の山崎拓、大田誠一氏らと成立を画策していると警鐘を鳴らし、法案阻止に全力をあげたいと報告しました。

政府要求と交渉団編成などは吉岡昇事務局次長が提起をし、確かな成果をという平塚新吾副議長の閉会で会議は終了しました。

人権連代表らは同日と13日、法務省や文科省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省と住民要求の実現を要求しました。

本号では、この間の政府関係交渉の成果と課題を機関誌「地域と人権」報道なども掲載しながらとりまとめてみました。

(月刊誌編集部)

I 集会の模様

中島：今日明日は人権連会員や地域住民の声を届けていく重要な政府交渉になります。私は昨日、岡山県北にある日本原で日米合同練習反対の集会、デモに人権連の仲間と参加してきました。新テロ法反対を含めた新たな闘いを組んでいかなければならない情勢にあります。同時に憲法9条を守る運動、そして地域住民の具体的な生活を守っていく運動があります。特に貧困と格差の問題は顕著に出てきています。そうした課題と合わせて運動を日常的に展開してきたと思いますが、そうした闘いの積み重ねを今日からの政府交渉でとりあげて、一歩一歩具体的に前進させたいと思います。

丹波：地域社会をめぐる状況はみなさんも日々の生活の中で痛切に感じていると思います。様々な問題が山積してきていますし、矛盾も集中しています。

例えば少子高齢化の進行は顕著に現れています。全国平均で高齢化率は20・8%です。5人に1人は65歳以上です。出生率では昨年段階で過去最低です。こうした事は地域社会に様々な問題を投げかけます。経済、暮らし、教育など様々な影響を与えます。これと政治との関わりで打開の方向に持っていく、あるいは高齢者が人間らしい生活を送れる状況をどう作っていくか。

構造改革によって貧困と格差の拡大が顕著になりました。生活保護水準に匹敵する家庭が6・5世帯に1世帯にまでなっています。高齢者世帯、単身世帯で貧困化が顕著に進んでいます。これをどう地域で打開していくのが問われています。また地域の破壊も深刻進んでいます。全国にある集落が1000以上なくなっていくと予想されています。基盤がなくなり人間が生活できない状況になりつつあります。これは構造改革による政治のあり方によります。高度成長型の政治から多国籍企業型へと変わり、大企業優先の政治と経済が全面に出ています。以前は地域の中で中小企業の人たちの存在がありました。最近は大企業そのものが地域に出てきて支配する実態にあります。これをどう打開するのも我々の課題の1つです。

私は愛知県に住んでいます。名古屋ではトヨタによって超高層のビルが建てられています。トヨタの支配は非常に進んできています。地域社会の在り方は大きく問われています。そして皆さんに考えていただきたい問題があります。地域で活動しているなどとしても創価学会と解放同盟の問題が出てきます。創価学会は公明党の基盤になっています。貧困層に非常に食い込んでいます。しかしこれも高度経済成長の落とし子です。成長が終わった今日どうなるかが問われています。

解放同盟は腐敗の問題を中心に大きく報道され、逮捕もされています。朝日新聞には我々が取り上げてきた中小企業の同和高度化資金の問題が載りました。この解同問題を徹底的に追及する必要があります。地域ごとに解同の実態を分析して適切な対応が必要になってきていると考えています。地域によって解同は強弱があります。しかし彼らに未来がないことだけははっきりしています。

彼らは10数万の組織だと言っていますが今日その実態はありません。部落は崩壊状態にあります。地域外へ流出したり、以前のように利権に群がるのは難しくなっています。こうした点も十分に分析して解同問題の根本的な解決に向けて引き続き努力していく必要があります。

地域人権運動も一定の定着を見えます。構造改革による暮らしの破壊に対し我々は専門的な知識を駆使しながら生活相談活動をしています。大いに前進をしているのは多くの県から報告されています。介護などで自主的な事業体としての取り組みも前進させていき、我々の運動が民主的な地域づくりにつながるようにしていきたいと考えています。今日、明日の各省交渉で要求を一步でも前進させる必要があります。昨年も生活保護、介護の問題を追及しました。これが功を奏したのかどうかは分かりませんが後日、一定の改善措置をする

通達などが出ました。私たちの運動も決して小さなものではないと確信を持ちながら頑張っていきたいと思います。

井上：皆さんこんにちは。参議院の日本共産党の国会対策委員長をしています井上哲士です。

あの参議院選挙から3ヶ月あまりですが何年分かの大激動が続いています。これは地方政治でも様々な変化をきたしています。昨日、長野県南牧村の村長選がありました。前共産党村会議員の菊池さんが現職を破り当選しました。全国的には9人目の共産党席を持つ首長になりました。長野では御代田町の茂木さんに続き3人目になります。茂木さんが歪んだ同和行政をきっぱりやめて前進している影響があったのではないかと思います。こうして地方政治の中でも様々に劇的な変化が起きています。破れはしましたが東大阪の市長選挙でも前回より比例票よりも大きく前進しています。今闘われている大阪市長選挙も含めて歪んだ同和行政をどう糾すのかは引き続き大きな争点となっている状況にあります。

この間の国会で最大の激動は自民、民主の党首対談における大連立構想、その後の小沢さんの辞任騒ぎでした。結局は元の鞘に収まりました。今年の民主党は一斉地方選挙、参院選挙、衆院選挙とホップ、ステップ、ジャンプで政権交代と言っています。

た。ある新聞はホップ、ステップ、肉離れと書きました。私は肉離れよりもひどい事だったと思っています。本当に国民の審判に対する裏切りとして厳しい声が上がりました。この事を通じて2大政党制はどういうものかが浮き彫りになってきていると思います。

党首の話し合いは合わせてわずか数時間でした。小沢さんはまとめますと言って帰っていききました。基本的に合意したと言うことです。わずかな時間で連立ができると言うことはいかに基本路線に違いがないかを裏返しで証明しています。民主党内で合意が取れずに話は頓挫します。しかしいったん合意したことを隠すことはできません。小沢さんは辞任する会見をし、そして辞任しないという会見をします。東北人は口べただと言って雄弁に語りました。

ここで注意するのは大連立は間違いだっただという点ではない点です。こういう必要性があると説明し、しかし民主党内で受け入れられなかったという話です。大連立の火種はまだ残っています。そして必死で慰留をした鳩山さんはその後の様々な会見の中で、実は8月に大連立の話が自分の所にも来ていたと言っています。さらに次の総選挙で自民、民主の両党がいずれも過半数の議席を取らなかった場合は、この大連立協議が復活する可能性は国民のために当然出てくると発言しています。

あの参議院選挙で示された国民の審判、今の自公政治を変えたいという願いをさらに前進させるためには2大政党制に託すわけにはいきません。私も日本共産党と皆さんの共同こそが政治を変える道だということを大いに訴えていきたいと思っています。早ければ年明けに総選挙という動きもあります。地域から本当の意味で政治の変革をするために一緒に頑張りたいと思っています。

しかも大連立構想の一番の土台は海外派兵のための恒久法を作るための一致です。これ以外の政策問題について話した痕跡はほとんどありません。暮らしや経済の問題はあうんの呼吸でいく。そして海外派兵についてはいつでも政府の判断で出せるようにする。憲法9条を踏み破る方向で合意されたことは大変に重要な問題です。憲法9条を変えていく点では両党同じであることを示しています。

もう1つ強調したい点があります。この両党首会談の時、さかんに衆参がねじれていると言い、その結果法律が通らないので国民生活に迷惑が掛かっている、だから連立をとそれぞれの党が言ったことです。これはとてもない話です。国民の願いは決してねじれてはいません。あの参議院選挙で示された自民、公明の政治を変えて欲しいという願いのまっすぐな声でした。これに対して今の衆議院は郵政解散での議席で

す。しかも政府は法案が通らないから国民に迷惑がかかると言いますが、政府が狙う悪い法案が通らなくても国民に迷惑は掛かりません。現実には参議院選挙で皆さんが下した自公政治ノーの審判は確実に政治を動かしています。

まず法律が通らないことと言うとイラク新特措法があります。憲法違反で海外に出ていた自衛隊はインド洋から帰ってきています。一貫して行われてきましたが、国民の声で中断して帰ってきた。こんなに素晴らしいことはありません。正に審判の結果です。そして法律にならなかったのはお年寄りの医療の負担があります。これは与野党で凍結を打ち出しました。これで次の総選挙をやり過ぎそうとするのは見え見えですが、しかし海外派兵を含めこうした悪法に歯止めを掛ける大きな変化を作り出しています。

また参議院での野党による法案の可決も政治を動かしています。例えば11月2日、初めて年金流用禁止法が通りました。民主党が出し、野党が賛成した法案です。参議院本会議場は押しボタン式採決です。採決のたびに電光掲示板に票数が出ます。11月2日は賛成130、反対95でした。会場はどよめきました。分かっているにもかかわらずの大差がつく。私たちと国民の声が結びついた時、こういうことが出来るんだと確信になりました。11月9日には民主が出

し、野党が賛成した農家の所得保障の法案が可決しました。民主党は基本的に農産物自由化という弱点があります。しかし、この法案は今の政府の農政が小さい農家をどんどん潰していくことに対する抵抗であり、農家を支援していくという前向きなものですから私たちも賛成しました。与党は反対しました。しかしこうしたものが農村の期待を多く集め大きな変化となっています。

今、米価は暴落しています。農民連や農協は備蓄米に余裕があるので買い足すことによって価格の下支えをしろと要求しましたが、政府は一貫して出来ないと言っていました。しかしこうした法案が通ると新しい情勢の下で100万トンの備蓄米を買い増しをすると政府は方針で決めました。これは農民連の皆さんの交渉の場で局長が表明しました。今まで農民連さんの交渉に局長は出てきませんでした。参議院選後に初めて出てきてそうした事を言う。こうした変化も作り出しています。

そして本当に国民が必要なのは何かがあります。今、与野党協議が進みどんどん成立しています。本来の会期最終日であった11月9日、被災者生活再建支援法案が可決されました。阪神大震災以来、被災者が生活を再建するためには住宅支援をしなければいけないと延々とした運動がありました。日本は資本主義の国だから個人財産

への補償は出来ないと当時の政府は言いました。運動は続けられ、地方自治体では新しい制度が作られて住宅再建にお金が掛けられました。それが参議院選挙が終わると野党が出した法案と同じように与党もお金を出す法案を出してきます。これをすり合わせて新しい形で法案を作ります。10数年間絶対できないと言っていたものを与野党協議の中で作ります。これも参院選の審判の結果です。

今、政治資金規正法についてもすべての党が参加して協議しています。あの参院選の結果、自民はねじれと言っています。悪法をはばみ、参院での法案の可決は政治に圧力を掛けています。そして現実に必要なものは与野党協議の中で始まり、成立してきています。こうした大きな変化が起きています。そして自民党は自分たちの政治のために数合わせに走ります。民主党は本来そうした審判を訴え対決姿勢を取ってきたのに今回の大連立騒動をする。根本での路線に違いはないことを示しています。

私たちはあの参議院選挙で示されたその審判をさらに前進させるために一層国会内外で力を合わせて頑張りたいと思っています。もともと本当の変化を作り出すためには今度の総選挙でどうしても前進しなければならぬという思いで今の延長国会を闘い抜いています。今日は新テロ特措法が衆議

院の委員会での採決が行われます。その様々な抗議の運動もあります。これからの論戦は参議院に移ります。35日間の会期延長があります。この憲法違反のテロ新法を廃案に追い込み、国民の皆さんの願いを活かす様々な法律についてももっともっと前進できるように力を尽くしたいと思っています。

最後に人権擁護法案があります。自民党の選挙対策委員長に就任した古賀氏が解同の組坂氏と同窓生であり、この法案成立に一貫して画策している中心人物です。靖国派はこの人権擁護法案には反対しています。総選挙で靖国派に厳しい審判が下り、推進派が息を吹き返しました。この構図は重大だと思っています。選挙を有利にするためにこの法案を通したいという話も伝わってきます。まさに選挙のために解同票を集めるために法を作るのは最悪の事態です。私たちもこれを許さないために頑張っていきたいと思っています。鳥取県で作られた条例ではシンポジウムが開かれ、私も参加しました。非常に画期的な意見書が出ました。これを見れば県で烙印を押されたのに国でまた作るのとはとてもない事です。この点でも皆さんと力を合わせて頑張りたいと思います。今日の行動が大きく成功することを祈念いたしまして国会報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。

II 政府各省交渉の記録

各省共通要求

国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直しをはかり、人間らしい生活のできる条件の整備をはかっていたきたい。

同和問題の解決に係わる取り組みは、02年3月末の特別法失効後5年を経ている今日、一般対策に工夫した諸事業も成果を見極め施策の廃止や適正な運用の強化など、抜本的見直しをはかり、国民の行政不信を取り払いたい。

一、法務省要求

2003年「郵政解散」にともない廃案となった人権擁護法案は、そもそも次のような問題を持っています。①政府からの独立性など国連が示す国内人権機構のあり方（パリ原則）とは異なる、②公権力や大企業による人権侵害を除外しており、もっとも必要性の高い救済ができない、③報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪う、④「人権」や「差別」についての明確な規定なしに、「差別的言動」を「特別救済手続」として規制の対象としたことが、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触する、点です。

新たな法案は国会で全会一致の可決となるよう、人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを特別救済の対象にし、報道や表現規制を

その対象からはずし、国連パリ原則にのっとった独立性と実効性が確保されるものにされた。

なお、人権擁護委員会については、専門的研修を保障し、簡易・迅速な相談・救済が行えるよう費用弁償も含めて来年度予算の大幅な確保を図りたい。

①交渉

法務省には、人権擁護局長あてに「人権擁護法案」に関する申し入れを行い、全国人権連の丹波正史議長、新井直樹事務局長ら4人が出席。法務省側からは、山上秀明人権擁護局総務課長ら6人が応対しました。

山上課長は「廃案後、定義の問題など御指摘されていることなども踏まえて部内で討議と検討を重ねており、国民の理解が得られるものにならない」と回答しました。

丹波議長は、「数年来、部内検討をしているとのことだが、真摯に検討されているのか。そのところが私たち国民には見えてこない」と指摘、また新井事務局長も「鳥取県の見直し検討委員会のように国も公開すべきで、十分に見直しをしてほしい」と強く要請しました。

②「人権擁護法案」の抜本的見直しを関係国会議員らに要請

国会議員要請行動は11月13日午前に行われ、新井直樹事務局長を責任者に各県代表が参加しました。

要請文

国民の基本的人権、言論表現の自由を抑圧す

る

現行「人権擁護法案」の抜本的見直しを

鳩山法務大臣は10月末の衆議院法務委員会
で、所信表明から踏み込み「国会に再提出した
い」との意向を明らかにしました。

2003年に3度の継続審議を経て廃案にな
って以降、05年、06年と、与党「人権問題等
に関する懇話会」が中心になって法案の修正、国
会上程の動きがありました。

しかし、多くの国民をはじめマスコミ、与野
党の国会議員等からも、「修正」で済む代物で
はなく、審議会答申にこだわらず制度設計の根
本からの見直しが必要と指摘され、国会上程に
は至っていません。

私たち全国地域人権運動総連合（略称「全国
人権連」）は、前身である全国部落解放運動連合
会当時より、国民の人権擁護と部落差別解消に
奮闘し、「越えがたい壁」であった結婚問題な
どでの自由な社会的交流の前進に力をつくし、
部落解放同盟などの暴力的「差別糾弾闘争」の
一掃、不正乱脈な同和行政の是正と終結を働
きかけてきた団体です。

人権擁護推進審議会の意見陳述では、司法制
度の充実、「人権」「差別」等の名のもとに言
論・表現や取材活動の自由を規制し「差別糾弾
闘争」の合法化につながる法律は必要ないこ
と、中立・公正な人権擁護委員の選任と委員会
の民主化等を主張してきました。

一方、「人権擁護法案」の自治体版として部
落解放同盟が中心となって推進した「鳥取県人
権侵害救済推進及び手続に関する条例」は、10
月18日に見直し検討委員会が意見をとりまと

め、「人権問題を広く対象とし、かつ準司法的
に取り扱う現条例は十分に機能せず、弊害も多
く適切な運用が期待できない」と、事実上、条
例廃止を指摘しました。

「人権擁護法案」についても、鳥取条例と同
様、人権侵害の実情の再把握と現行法規等によ
る救済の状況などを、あらためて見直し検討す
ることが、誠意ある対応というものです。

与党・政府においては通常国会への人権擁護法
案の再提出を断念し、国民の期待にかなう人権
擁護の体制を、あらためて検討し直されること
を強く要請するものです。

二、経済産業省要求

1、同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を
県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹
底をされたい。

2、いわゆる地域改善経営指導員の現在の状況
を各県別に明らかにされたい。

3、高額図書への購入強要、指名入札への参画、
工事請負への参入など「えせ同和行為」が横
行している。行政・企業に対する指導と啓発
の強化をはかられたい。

4、中小企業向け予算を拡充し、経営困難な中
小業者に対する無利子の「生活資金融資制
度」をつくられたい。なお、8割しか保証協
会が融資保証をしないのは、業者の営業と人
権をふみにじるものであり、こうした政策へ
の転換は由々しき問題である。撤回を求め
る。

5、国民に大増税をもたらす、所得税の各種控
除や課税最低限の引き下げをやめること、

消費税の税率を引き上げないこと。

6、大規模商業施設の進出が地元商店街の営業
とコミュニティを崩壊に追いやっている。
国の段階での規制を強めると同時に、地域の
小売業が存続できるよう政策と予算を拡充さ
れたい。

7、地場産業の保護育成にあたられたい。皮革・
履物産業の予算を拡充するとともに、革靴の
大量輸入阻止についてコミュニティ考えを
明らかにされたい。

①交渉

経済産業省中小企業庁との交渉には、前田武
常任幹事を責任者に、山本正美、藤谷剛常任幹
事ら約20人が参加、各省共通要求と省別要求の
7項目について回答を求めました。省からは、
佐藤財務課長を責任者に9人が対応しました。

最初に前田常幹が「昨年、同和利権にかかる
犯罪がマスコミ等で大きく報道され、また9月
には朝日新聞が、同和高度化資金のうち280
億円が不良債権化しているとの報道がされた。
同和の特別扱いの一掃が急務である」とあいさ
つしました。

同和高度化資金についての回答では、事業が
終結した平成13年までに673億円の貸付を行
い、平成18年度は13億円を回収したが、債務残
高は221億円となっているとの説明がありま
した。これに対して交渉団からは「高度化資金
の貸付は、きわめてずさんな状況。独立行政法
人に任せるのではなく、国の責任で問題解決す
るべきだ」と厳しく追及。「徳島では、悪臭対
策のための高度化融資が行われたのに、まった

く改善されていない。また返済のために新たな補助金を県が支出するなど、特別扱いといわざるをえない」など各県での具体的状況を示したうえで、早急な対応を求めました。

また、海外製品的大量輸入を阻止し、産業育成ならびに地場産業を担う労働者の権利擁護を求める要求では、交渉団から地場産業の悲惨な現状について追求しました。省からの回答は「安売り競争では外国製品に勝てない。もともと日本の技術とデザインを生かしたもののづくりが重要」との一般論に終始。交渉団は「靴職人の分野では、若い人たちが希望に燃えて勉強しているが、実際に職人として自立できない状況だ。国はもともと地場産業を守り育成する立場を明確にするべきだ」と強く要望し、国の姿勢を厳しく批判しました。

高額図書の押し売りなどの「エセ同和行為」についても指摘し、人県連にたくさん相談が来ており、省としても抜本的対策を採るよう求めました。省からは「業者と会う機会には『エセ同和行為』についての対策も説明し、ホームページにも掲載している」と回答がありましたが「省庁関係者からも相談があった。もともと積極的に啓発するべき」と、省側の非積極的な姿勢を糾しました。

三、国土交通省

1、住まいは人権である。高齢者や低所得者、若い世代等が住み続けられるよう公営住宅の大幅建設と家賃の引き下げ、民間住宅への入居にあたっては低所得世帯向けに家賃補助を実施されたい。

2、公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。また空き室の一般公募を自治体に徹底されたい。

3、公営・改良住宅の管理について、東大阪では同和関係企業への再委託料の返還を求める住民監査請求が起きているが、もとより公平性・公益性のない地元管理委託もただちにやめること。また、改良住宅における応能応益は6割の進捗であるが、入居者の公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。

4、高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくられたい。

5、小集落事業のこの間の実績と今後の予定地区と数、予算を明らかにされたい。

6、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置されたい。生活保護になった場合など個々の事例にどう対応するか、局長名の運用通知をまとめられた

い。それから貸付金滞納状況の資料を示されたい。

7、「公営住宅管理の適正な執行について」（05年12月26日付住宅局長通知）は、使用継承について原則配偶者以外に認めないとしているが、親が亡くなった場合の子への継承なども認めるよう基準の見直しをされたい。

8、自然災害に伴う河川改修の要望が多い。水害対策に係わる予算を大幅増額されたい。

①交渉

国土交通省交渉は、全国人権連側から平塚新吾副議長を先頭に20人が出席。省側は、住宅局の小田広昭住環境整備室長をはじめ、大臣官房、都市地域整備局、河川局、道路局、から12人の幹部職員が対応しました。

双方自己紹介とあいさつの後、省側から要求に基づく回答が行われました。各省共通要求にかかわって、「環境改善は概ね完了した。後は一般対策で対応すべきだと認識している。昭和30年代に建てられた公営住宅は、いま建て替える時期。住宅問題が重要な時期に差し掛かっている中で、省としても要求に応える条件整備をはかつていきたいと考えている」と基本姿勢を示しました。

続く個別要求では、各担当課から回答が行われました。公営住宅建設と家賃の引き下げ、民間住宅入居に関する低所得者向け家賃補助問題では、住宅整備局住宅総合整備課から「この問題については幾度も議論してきた。公営住宅の大幅建設は膨大な事務処理もあり難しく、民間住宅を借り上げる方式で処理している。平成

地域改善対策に係る高度化貸付実績・延滞等の状況

平成18事業年度末

(単位:円)

		貸付元高累計		貸付残高		延滞元金残高	
		金額	先数	金額	先数	金額	先数
北海道	1	北海道	0	0	0	0	0
東北	2	青森	0	0	0	0	0
	3	岩手	0	0	0	0	0
	4	宮城	0	0	0	0	0
	5	秋田	0	0	0	0	0
	6	山形	0	0	0	0	0
	7	福島	0	0	0	0	0
関東	8	茨城	0	1	0	0	0
	9	栃木	0	0	0	0	0
	10	群馬	0	1	0	0	1
	11	埼玉	527,500,000	3	0	0	0
	12	千葉	0	0	0	0	0
	13	東京	0	0	0	0	0
	14	神奈川	0	0	0	0	0
	15	新潟	0	0	0	0	0
	16	長野	371,620,000	8	0	1	1
	17	山梨	0	0	0	0	0
	18	静岡	0	0	0	0	0
中部	19	愛知	2,954,769,000	3	1,657,372,000	3	1,657,372,000
	20	岐阜	1,569,855,000	3	0	1	1
	21	三重	1,934,239,000	8	1,275,879,500	4	1,275,879,500
	22	富山	0	0	0	0	0
	23	石川	0	0	0	0	0
近畿	24	福井	0	0	0	0	0
	25	滋賀	2,198,103,000	12	0	0	0
	26	京都	1,428,637,000	4	0	2	1
	27	奈良	7,188,426,000	21	2,770,031,000	7	2
	28	大阪	6,265,386,000	14	2,302,651,000	6	0
	29	兵庫	4,658,176,000	28	978,039,500	7	978,039,500
	30	和歌山	13,537,416,000	45	4,437,259,800	22	4,437,259,800
中国	31	鳥取	0	2	0	0	0
	32	島根	0	0	0	0	0
	33	岡山	1,070,982,000	8	0	1	1
	34	広島	3,528,725,000	15	1,030,666,000	5	392,715,000
	35	山口	2,550,171,000	15	0	1	1
四国	36	徳島	3,971,549,000	7	0	1	0
	37	香川	0	0	0	0	0
	38	愛媛	705,873,000	3	0	0	0
	39	高知	2,349,109,000	9	0	2	2
九州	40	福岡	2,649,588,000	20	908,548,785	6	908,548,785
	41	佐賀	0	0	0	0	0
	42	長崎	0	0	0	0	0
	43	熊本	3,078,719,000	4	2,052,236,000	3	2
	44	大分	590,125,000	5	0	1	1
	45	宮崎	772,497,000	4	0	0	0
	46	鹿児島	2,350,077,000	9	1,237,990,650	7	1,237,990,650
沖縄	47	沖縄	0	0	0	0	0
合計		67,300,870,000	252	22,085,265,579	81	15,161,478,579	66

※延滞元金残高は、弁済期を過ぎて6ヶ月以上経過した債権の残高である。(経済産業省出典)

20年予算ベースでは1・3倍まで確保したい」と回答。

公営・改良住宅の改善・建てかえに関する国の補助率・補助単価大幅アップに関しては、京都・山口から実情が報告される中、省側から「単価の大幅アップは困難」と回答。空き室一般公募に関しては全国課長会議でも徹底している。公営住宅に関する不適正入居や家賃不払いを指導したいと回答。

2005年12月26日付け住宅局長通知「公営住宅管理の適正な執行について」に関する基準見直しでは、岡山などから実情が報告され、これに対して、省側は、「公営住宅入居権が代々継承されるべきではない。が、障害者や低所得者、母子家庭などには一定の配慮するように指導している」と回答した上で、両親が亡くなった子どもが未成年者の場合などは同じような配慮が必要だとの認識を示しました。

一般対策として活用がはじまった「小規模改良集落事業」については、「制度の趣旨が理解されこの事業が全国で広く活用され実績を上げてきている」とした上で、平成20年度予算は2500億円を見込んでいると回答。その他、地域の公共交通としてのコミュニティバスへの助成制度や住宅新築資金貸付事業にかかわる国の償還推進助成事業に関して話し合われました。

四、文科科学省

1、教育基本法の改正に伴う3法の具体的実施をやめて、義務教育の国庫負担制度の維持、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、就学援助金や私学助成金の大幅増額（経常費の2分の1助成を早期達成すること）をされた。

また、学校施設の耐震化を促進するため、改築等の補助単価を、実際の建築単価に見合うものにする。

2、深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募書式の徹底、新規学卒者の就職確保、ニート対策などに十分な予算を確保されたい。

3、児童生徒支援加配教員について、趣旨にそった適正な配置と、大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。また、県別「加配教員」配置数の算出根拠が不透明である、基準の明確化、偏向配置の是正、教育の中立性に反する勤務実態の是正を強力に行わされたい。

4、「人権教育」と称して、社会問題に対する理解や解決に向けた態度育成が学校教育の方針とされているところや、運動団体との連携をマニュアル化しているところが見られる。教育の中立性の確保など審議会第1次答申の留意点や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）第3条をふまえては正指導を徹底されたい。また、学校内での児童生徒の「発言」に関わる問題は、校内で教育的に解決をはかるよう通知・研修により徹底されたい。学校への「日の丸・君が代」の押しつけを行わないこと。

5、公費支出による人権（同和）教育研究協議会等の事務局への教員派遣は、教育の中立性を損ね、教師の服務規程に反する。それは福

岡県同教裁判の判決が明瞭に示している。本来の民間組織へと改善指導を徹底されたい。

6、学校選択制や選抜に関わる学校の廃止、学校の統廃合、一斉学力テストなど、学校間の競争と格差を広げ子どもに「差別と選別」を強いる政策を見直し、地域社会に支えられた安心して学べる教育環境を育むようにされたい。

全国一斉学力テストは子どもたちをいっそう競合させ、子どもと学校の序列化を進めるのみで、豊かな学力を身につけさせるものにはならない。あえて強行するのであれば、最低限、調査方法、内容、集計、分析に於いてプライバシーの侵害にならないよう指導を徹底されたい。

7、旧国立大学にアイヌ文化学部の創設を求める。1997年に制定された、略称・アイヌ文化振興法にもとづき、小中学生向けの副読本が作られ、教員向け指導の手引き書も作られています。しかし、教員免許をとるまで、アイヌ民族の文化にふれたことがない教師が大半である。早急なる創設を検討されたい。

8、沖縄戦「集団自決」検定意見の撤回、記述回復を求める。9・29沖縄県民大会について政府は「県民の声を重く受け止める」としながら、検定意見の撤回は「政治的介入になる」と回避していることが一番の問題である。しかも検定意見が文科省の教科書調査官の個人の見解で出され、教科書審議会ですらも議論もなしにまとめられている。歴史のわい曲を許されない。誠実な対応をすべきである。

①交渉

文部科学省との交渉は12日午後、丸の内の省内会議で中島純男副議長、植山光朗事務局次長と幹事、各県代表ら21人が参加、省側からは各関係課から11人が出席して行われました。

文科省への要求事項は①義務教育国庫負担制の維持と教員定数の確保、給付制奨学金の創設、就学援助金と私学助成の大幅増額②児童生徒支援加配教員の適正配置と県別加配の算出根拠③「人権教育」の偏向の是正④学校選択制・選抜の学区や統廃合の廃止、全国一斉学力テストなど「差別と選別」を強いる諸政策の見直し⑤沖縄戦「集団自決」検定意見の撤回と記述の回復⑥旧国立大学にアイヌ文化学部の創設など8項目。

沖縄戦「集団自決」に日本軍の関与がなかったとの検定意見で省側は「安倍政権、裁判等の影響をうけたものではない。6社からの訂正の申請を受理」との説明に、教員OBの幹事から「文科省の建前論は国民に分かりにくい。20年間、高校で問題という意見はなかった。省審議官は大江健三郎氏の『沖縄ノート』を読んでいない」と批判、省として検定意見を撤回するよう求めました。

全国一斉学力テストで省は20年度61億円を概算、業者選定は一般入札と実施を前提の説明。人権連側は、学力把握が目的というが、親の所得が学力に反映しており、教育学の識者からも全国一斉テストに批判がでている。毎年のテストで、今以上に学校、市町村規模で格差や競争が露骨になると指摘、「過当競争を子どもに強いるテストは子どもの成長と人権感覚を喪失さ

都道府県	2001年度					2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	増減
	同和加配	不登校加配	いじめ加配	問題行動加配	小計	児童生徒支援加配	児童生徒支援加配	児童生徒支援加配	児童生徒支援加配	児童生徒支援加配	児童生徒支援加配	2002～2007年度
北海道		19	13		32	42	84	83	109	118	138	+96
青森県		19	27		46	50	52	53	59	63	68	+18
岩手県		17		2	19	28	30	32	32	33	34	+6
宮城県		19		4	23	34	47	56	60	64	71	+37
秋田県		15	12		27	31	39	42	41	40	38	-7
山形県		9	5		14	34	37	38	39	42	42	+8
福島県		9	3	1	13	14	21	18	18	16	17	+3
茨城県	38	30	20	6	94	92	143	155	149	160	149	+57
栃木県	34	40	9	2	85	89	127	139	142	146	172	+83
群馬県	104	17	4		125	116	149	150	156	150	158	+42
埼玉県	53	20	20	8	201	172	188	171	177	183	181	+9
千葉県	20	77	17	6	120	136	186	198	211	222	242	+106
東京都		66			66	86	163	148	154	170	174	+88
神奈川県	18	33	35		86	85	186	186	205	226	238	+153
新潟県		22	15	2	55	53	59	61	57	162	146	-93
富山県		16	12		28	23	21	27	32	35	38	+15
石川県		8	10	3	21	22	29	23	26	28	35	+13
福井県	11	13	3	5	29	27	24	27	25	26	25	-2
山梨県	5	19			34	34	49	55	61	62	63	+29
長野県	136	30		1	168	141	103	103	131	132	122	-19
岐阜県	19	16	18		53	53	85	86	91	97	97	+44
静岡県	32	41	9		82	76	182	162	168	155	155	-79
愛知県	28	60	2	2	92	98	203	210	248	273	302	+204
三重県	158	11	24	5	198	186	213	214	215	213	214	+28
滋賀県	96	7	11	3	117	98	117	117	117	116	116	+18
京都府	155	48	19	7	224	213	233	229	222	219	215	+23
大阪府	216	27	5		255	212	353	349	395	399	465	+253
兵庫県	413	60	56		532	469	482	460	480	460	457	-12
奈良県	137	18		3	156	142	129	127	125	123	121	-21
和歌山県	144	15			160	143	130	119	106	104	102	-41
徳島県	85	27	6	3	121	116	117	110	139	139	143	+27
香川県	54	16	4		88	81	83	77	77	76	78	+3
愛媛県	211	16		2	233	191	197	186	178	171	166	-25
高知県	270	20	24	4	318	269	315	295	243	224	220	-49
山形県	90	20	5		117	104	114	120	129	127	128	+4
徳島県	98	14	27	4	143	123	123	109	117	117	119	+24
香川県	42	19	14		79	91	83	65	64	64	62	-29
愛媛県	186	17	7	1	211	175	166	148	145	142	145	+30
高知県	111	17	8		136	122	112	97	101	101	109	+13
福岡県	380	21	5	4	410	410	458	443	443	438	429	-19
佐賀県	19	11		2	37	33	30	28	33	35	34	+1
長崎県	4	10	50		64	83	79	87	117	118	119	+36
熊本県	45	20	18	1	84	75	79	76	76	75	77	+2
大分県	122	19	6	5	152	135	117	108	99	95	93	-42
宮崎県	39	10	9	3	61	69	68	63	62	64	66	+6
鹿児島県	12	4	2	1	92	105	103	100	98	99	99	+3
沖縄県	37	28	1		29	29	33	40	44	45	49	+20
計	3726	1098	604	102	5530	5210	6141	5988	6316	6367	6531	1321

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律にもとづき請求した資料に基づく表一作成・梅田修)

「公印省略」

18教人第2245号

平成19年3月28日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長

人権・同和教育推進計画の作成について（依頼）

各学校における人権・同和教育の推進については、推進計画等を作成し計画的・効果的な教育活動が実施されるようお願いしてきたところです。

今後は、教育の中立性を確保し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」に則り、下記に留意した推進計画の作成を行うとともに、適正な運用を図られるようお願いします。

記

- 1 児童生徒の実態を踏まえ、校長が作成する「学校経営要綱」等の具体化を図るものであり、学校の教育活動全体との調和の取れた推進計画であること。
- 2 教材等の作成活用については、学習指導要領に則った適切な内容とすること。
- 3 計画の実施に当たっては、学校の主体性を発揮し、様々な人権課題の解決に資するよう適正な運用を図ること。

公印省略

18教教第3709号

平成19年3月28日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長

教育関係団体を通じた業務等の服務管理について（通知）

教職員が、各地区人権・同和教育研究協議会等教育関係団体（以下「関係団体」という。）を通して情報収集等の業務に従事する場合には、学校教育活動との関連性を明確にしつつ、適正な服務管理をお願いしてきたところです。しかし、本年度、複数の学校の服務整理諸帳簿等を確認したところ、一部の出張用務に關係団体業務への従事とも受け取れるような記載や、特定教員による校務担当者会議等への過度の出張など、服務上整理を要する問題が見受けられたところです。

今後は、下記に留意し、学校教育活動に対する保護者等の信頼を損なうことがないよう、貴管下学校長に対し徹底した服務管理を指導願います。

記

- 1 学校教育活動と連携した関係団体であっても、事務局担当者会議など当該関係団体の企画・運営に関わる業務を含む用務については、旅行命令は発せられないこと。
- 2 出張用務については、具体的な内容を旅行命令簿に記載し、当該学校の学校教育活動であることが明確であること。
- 3 特定教員による過度の出張状況があった問題を踏まえ、校務分掌による担当者会議等定例的な会議等については、公務遂行上の必要性及び児童生徒への指導時間を確保する観点から、適正な運営に努めること。

公印省略

18教教第3710号

平成19年3月28日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長

教員加配定数の活用計画等について（通知）

教員加配定数（以下「加配」という。）については、配置の趣旨に沿った効果的な活用を図るとともに、その活用内容については保護者等へ周知するなど、加配を活用した教育活動に対して理解を得るための取組も重要であります。

そのため、加配配置校にあっては、下記に示す各事項について取り組むとともに、活用にあたっては、平成19年3月28日付教教第3709号通知「教育関係団体を通じた業務等のサービス管理について」に留意されるよう、貴管下学校長に対し指導願います。

なお、加配配置校に対しては、これまで以上に詳細な活用状況調査を実施することとしており、本通知による取組が行われていない場合や活用の状況によっては、翌年度の配置は行わないこととなりますので申し添えます。

記

1 加配の活用内容の明示

「年間指導計画書」に加配毎の項を作成し、加配の趣旨に沿った特段の活用内容を記載すること。

2 加配の活用に取り組む校内組織の明示

「校務分掌表」において、加配の活用に取り組む校内組織を明示できるよう工夫すること。

3 加配の効果の検証

年度末において加配の活用実績を作成し、加配の効果の検証を行うこと。

4 保護者等への周知

上記の内容について、保護者等に説明する機会を設けるなど、積極的に周知すること。

平成19年4月16日

各教育事務所長 殿

福岡県教育庁教育企画部教職員課長
(市町村立学校係)

教育関係団体を通じた業務等の服務管理及び、
教員加配定数の活用計画等について

このことについて、平成19年3月28日付18教教第3709号通知「教育関係団体を通じた業務等の服務管理について」及び平成19年3月28日付18教教第3710号通知「教員加配定数の活用計画等について」に示した各事項に留意されるよう、各市町村に対し通知したところでありますが、次のように取り扱うよう補足いたしますので併せてご指導願います。

記

- 1 平成19年3月28日付18教教第3709号通知の3について
市内・市郡内等の人権同和教育推進担当者等校務担当者の連携会議については、毎週や毎月に曜日を決めて頻繁に情報交換会等を実施している状況が見受けられたが、今後は、児童生徒に対する指導時間をできるだけ確保する観点から適正な運営を行い、業務の内容や必要性に鑑みて、必要とする時期に必要な会議を設定すること。
- 2 平成19年3月28日付18教教第3710号通知について
 - (1) 通知中の1 加配の活用内容の明示について
「年間指導計画」を加配毎の項を作成する加配の範囲は、「指導方法工夫改善加配」「通級指導教室」「補導教員」「児童生徒支援加配」「生徒指導の充実に係る加配（支援）」「外国人子女等に対応する日本語指導対応加配（支援）」とする。
年間指導計画書の作成については具体的な活用（取組）内容として、どの観点から評価すれば客観的に効果が確認できるかを盛り込むこと。
また、本年度の年間指導計画書の作成状況から挿入しづらい場合は別紙での作成とし、年間指導計画に添付すること。
 - (2) 通知中の2 加配の活用に取り組む校内組織の明示について
児童生徒支援加配を活用した取り組みを行う校内組織については、平成18年10月10日付け事務連絡「平成19年度公立小・中学校児童生徒支援のため特別に教員を加配する学校の状況等に係る調べについて」で例示したところであるが、組織化にあたっては活用内容に沿って、「学習指導」「生徒指導」「進路指導」の3つの指導の観点から編制すること。
 - (3) 通知中の3 加配の活用実績や検証について
適切な時期に、様式等を通知する。

せ、差別と選別をつくりだす」と中止を強く求めました。

学区制の問題で広島県の代表は「8校選択で百人が校区外の中学へ。生徒数の不足でクラス減、風評判断で旧同和校や学力が市内平均より低い中学校は忌避され、新たな差別と選別の教育になっている」と政策の見直しを求めました。

福岡からは、支援加配教員の服務について県教委の是正指導があったが、依然として同和偏重があるとの報告。三重からは学力進路保障支援加配教員の99・9%が人権・同和教育推進委員会代表になっているとして文科省に膨大な資料を示し、是正をもとめました。

五、厚生労働省（雇用開発課）

1、大企業を中心として、正規雇用の抑制、大量の人減らしと正規社員のパートや派遣への置き換えなどによる失業の増大、「貧困と格差」不平等の拡大が大きな社会問題になっている。正規雇用を増やし、最低賃金を大幅に引き上げ、暮らしが成り立つ賃金に引き上げることを企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の削減をやめ、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

2、高卒・学卒をはじめとする青少年の新規正規採用が大幅に抑制され、15〜24歳の完全失業率は10%を超えて久しく、青年の失業と不安定な雇用形態などの問題がとりわけ深刻な事態になっている。充分な対応をされたい。

3、隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度

が、あくまでも一般対策の「就職困難者」に対する援護施策であるなら、全国どこでも誰でも対象になる制度として見直しをされたい。先に「見直す」とした検討内容を明らかにされたい。

また、昨年度の実績を各県ごとに明らかにされたい。

4、就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しを根絶されたい。

5、残業・休日労働・深夜労働の規制を「緩和」しタダ働きを合法化する労働時間法制の改善、賃下げ・解雇のやり放題につながる労働契約法の創設をやめ、労働者保護法制の充実をはかられたい。

6、ILO177号条約（1996年の在宅形態の労働条約）について、条約に賛成した立場からも、ただちに批准されたい。

①交渉

厚生労働省雇用開発課交渉は、全国人権連側から平塚新吾副議長を先頭に20人が出席し、省側から井坂総務課長をはじめとした幹部職員が対応。双方あいさつと自己紹介の後、交渉が行われました。

貧困と格差が社会問題化している中で、最低賃金の大幅引き上げに関しては、省側から「これまでより14円アップさせたが、生活保護との関係でさらなる引き上げを考えている」と回答。人権連側からそれはいつまでに実施できるのかとの問いに「中長期的目標」と明確な時期を示せないものの引き上げは考えいくと回答。

訓練事業にかかわっては、「現在281施設で17万人が訓練を受講しているが、内容を見直し事業拡充を行う。企業とのつながりで就職率は8割弱でありフリーターへの訓練も行っている。訓練手当てに関しては、春闘交渉も視野に入れ増額は困難だが予算確保は行う」と回答。

青年層に関する就職難に関しては、省側も地方を中心に問題はあるとの認識を示した上で、各労働局・ハローワークにおいて高校との連携を強めるとともに、大学に関しては、インターネットを活用して対応を考えたいと回答。

隣保館経由の「雇用保険適応日数上乘せ制度」に関しては、依然として徳島など特定の県に利用者数が偏っているとの指摘に省側も事実を率直に認めた上で、前回の交渉で制度の「見直し」を検討すると約束したことに触れて、「平成18年度まとめで1744人。毎年一割ずつ減っている」と述べ、「一般対策に工夫を加えてはいるが一般対策ではないので、すべての就職規模者を対象とはできない」と、制度が「同和優先の特別な制度」であることを認め、制度自体をなくす方向で検討していることを明らかにした。

就職応募者に対する企業の一方的内定取り消しに関しては、重大だと認識していると述べる

とともに、昨年の「就職差別につながるおそれ」に関しては全国で1147件あり、内、6割が面接時におきていることを明らかにした。こういった実態の改善を企業啓発や研修を通じて克服したいと回答。労働時間法制の変更や労働契約法の創設は、賃下げや解雇にやり放題につながるもの人権連側の指摘に対して、省側は、「いままさに問題があるなかで、労働者が安心して働けるためのもの」と認識していると回答するなど、労働者派遣法に続いて、この問題に関する認識の違いが浮き彫りになりました。

ILO177号条約（1996年の在宅形態の労働条約）に関しては、政府として条約に賛成したものの批准しないという矛盾に対する明確な回答はありませんでした。

六、厚生労働省（地域福祉課）

1、2008年度概算要求の内容を明らかにされた。

2、家庭支援推進保育事業の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、既存保育士の加配予算に統合されたい。また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な特別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせること。

3、「部落解放団体」支部事務所を抱え、「住民の自由な社会的交流の場」にふさわしくない実態」にある隣保館の調査結果を明らかにし、補助の停止をするなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。大阪市では支

部事務所の退去を求める裁判が行われようとしているが、こうした館への補助は止められたい。

同問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業を大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながると考える。広域隣保も含め全面的な見直しをされたい。

4、介護保険の利用抑制につながる利用者負担の減額や、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえて国の制度として拡充・整備を検討されたい。介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい。また、後期高齢者医療制度の実施を凍結し、全面的見直しをされたい。

5、生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権に係わる重要な制度である。母子加算や老齢加算の切り捨てなど低所得者を死に追いやるような制度を廃止し、申請権の保障し、「自立」の強制をやめ、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げられたい。

北九州「餓死」事件について、省はどのような総括をしているのか、明らかにされたい。

6、ハンセン病元患者の社会復帰に関し、後遺症や高齢による諸疾病にたいする治療療養について、本人の意志による医療機関選択を認

めこれを保障することや、元患者遺族・家庭からの保障要求その他について誠意を持って対処されたい。特に「検証」にもとづく提言を速やかに実施されたい。

特に、ハンセン病療養所入所者協議会（略称・全療協）は、ハンセン病問題の全面解決のために、「ハンセン病問題基本法」の制定を求める100万人署名運動を開始している。以下の点について政策検討をされたい。

①ハンセン病問題の真の解決をはかるため、「ハンセン病問題基本法」（仮称）を制定すること。

②療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設等として広く解放・発展させること。

③ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化を図ること。

7、障害者の応益負担の導入は、利用者や施設の負担が増加し、常勤職員の首切り、施設サービスなどの益の見直しと障害者支援費制度の充実ははかられたい。

8、児童相談所の設置数や専門的人員数の大幅増を求める。

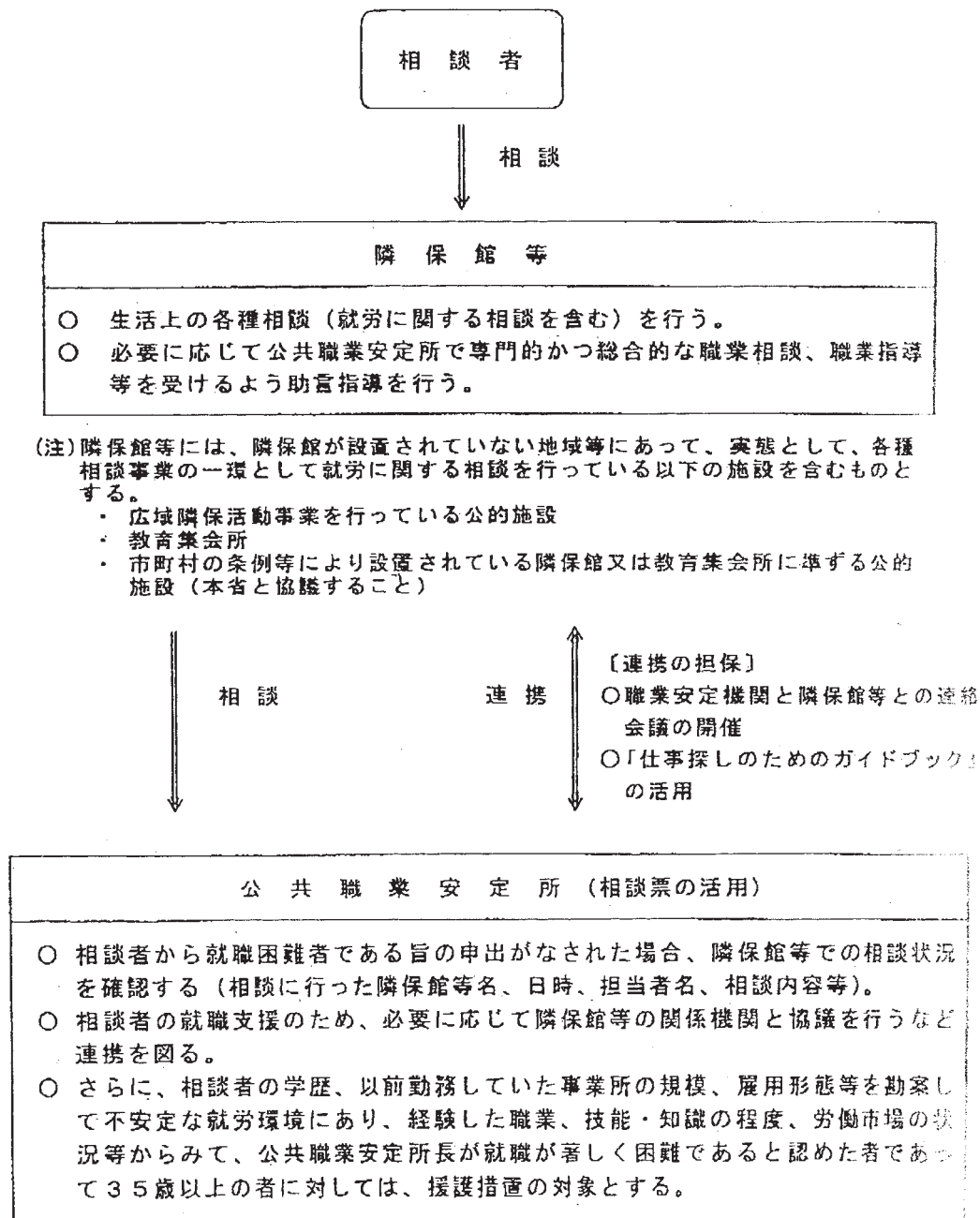
9、自治体で進められている多重債務者支援を国としても財政的に援助されたい。

①交渉

厚生労働省（地域福祉課）との交渉は13日午前、同省内会議室で丹波正史議長、中島純男副議長、植山光朗事務局次長と常任幹事、幹事、各県代表ら24人が参加、省側からは各関係課か

平成14年度以降における就職困難者の確認等について

公共職業安定所長が以下により隣保館等と連携（隣保館連携方式）して、所要の確認、相談を行ったうえ、就職困難者として認めることとする。



(厚生労働省出典)

雇用保険法施工規則第32条第5項に定めるもののうち、教育・就労環境等により安定所長が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のものの認定件数（18年度）（厚生労働省出典）

茨城	2
栃木	0
群馬	0
埼玉	0
千葉	0
神奈川	0
新潟	0
福井	3
山梨	0
長野	11
岐阜	0
静岡	0
愛知	0
三重	50
滋賀	62
京都	132
大阪	21
兵庫	90
奈良	69
和歌山	18
鳥取	2
島根	10
岡山	0
広島	65
山口	4
徳島	270
香川	18
愛媛	54
高知	293
福岡	545
佐賀	7
長崎	0
熊本	18
大分	16
宮崎	0
鹿児島	14
全国計	1,774

ら島村課長補佐らが出席して行われました。
地域福祉課への要求事項は①家庭支援推進保育事業の各都道府県別実績と来年度予算②隣保館の解同事務所使用の中止③介護保険の利用者負担の減額と事業所の拡充・整備など国の補助引き上げ。後期高齢者医療制度の撤回④生活保護制度の拡充、北九州市の「餓死」事件について省の総括⑤ハンセン病患者者の社会復帰と元患者遺族・家族からの補償要求⑥障害者の応益負担の見直しと障害者支援費制度の拡充など9項目。

交渉の冒頭、丹波議長は「競争を煽る新自由主義経済、構造改革などによって地域で住民はますます生活しにくくなっている」として、福祉、社会保障など国の担当省・厚労省の役割は今日、重要になっていると挨拶。

隣保館問題で埼玉から「解同が隣保館を事務所として長年使用している。どう改善指導したのか」との質問に、省側は「状況は新聞報道で知っている範囲で、実態の詳細は把握していない」と説明。代表らは「解同の独占使用が4半世紀もつづいている。なぜ実態を把握しないのか。解同が怖くて逃げ腰か、やる気がないかだ」と省側に改善を強く求め、省側は「特定団体の固有の事務所使用は好ましくない。指導したい」と善処を約束。

国の介護制度の見直しで代表らは「介護値が低くなり、事業で収益がでないため事業所が撤退。介護士らの給料も低い。福祉に夢が持てる見直しが必要」と訴えました。

生活保護では北九州の「餓死」事件で、30年におよぶ省の同市への「適正化」指導が元凶。この間の改善指導は評価できるが、今後餓死者をださないために省の総括が不可欠と「反省」をもとめました。

福岡の代表は「ハンセン病救済で遺族・家族の目線・立場からの対策が国にはない」と批判、善処を強く要求。

後期高齢者医療制度について人権連側は「凍結ではなく撤回しかない」と強く迫りました。

七、農林水産省

1、認定農家・法人など集団編成の農業重視政策ではなく、国土の環境保全と結びついた中・小零細規模の農業経営（家族）を励ます施策の拡充を求める。

特に、米価は生産費概算16824円に對し、所によっては「内金1俵7000円」という甚だしい「下落」にあり、米流通を市場任せにし、買手のない輸入米を200万トン近く積み上げ、備蓄米を古々米にして超低価格で市場に垂れ流している政府の「米政策」が原因にある。再生産を保障できる水準の米価を実現されたい。

2、輸入農産物の安全について、省独自の立場から基準と検査の体制をとるなどし、厚生労働省とも協議を行われない。BSE対策でも再発防止の徹底、農家や関係業者の支援策を講じられたい。

とりわけハンナングループが国のBSE対策をめぐって国の補助金を詐取した牛肉偽装

事件は、すでに裁判で当事者の有罪が確定したが、「兵庫同食」の補助金と、焼却したとされる897トンの肉についても、『本当に焼却されたのか?』などの声が県民から上がっている。把握している事実を公表された。

3、穀物全体の自給率は40年前の半分28%に落ち込み、安心安全の供給にはなっていない(01年度173国中130番目)。「食料・農業・農村基本計画」にもとづき、2010年までの食料自給率(カロリー)45%を必ず達成させたい。

4、野放しの農産物輸入に歯止めをかけ、農家の生産コストをつぐなう価格保障を復活させたい。

5、営農集団などが行う地域の特産品生産・流通・販売に対し、各種の制度などを活用するなどして援助をさせたい。

①交渉

農林水産省との交渉は、平塚新吾副議長を責任者に、各県の代表23人が参加。省側から林高廣経営局構造改善課地域対策担当課長補佐など9人が対応しました。

各省共通要求の回答の中で、省は①「食料・農業・農村基本計画」『21世紀新農政2007』等に基づき、認定農業者等担い手の育成、農山漁村の活性化、食の安心・安全の確保などといった施策を推進している。②「このような施策を展開する上で、基本的人権の尊重や人権意識の啓発は、基礎的かつ重要な条件であると認識しており、農林水産省職員に対する研修をは

じめ、農林漁業団体の職員等を対象とした人権問題全般にわたる啓発事業を実施している」と述べました。

また、人権連の「認定農家・法人などの集団編成の農業重視政策ではなく、国土の環境保全と結びついた中小零細規模の農業経営(家族)を励ます施策の拡充」要求に対して、「多様な観点から充実にさせていく」とし、米価の「下落」に対しては、「大臣も加わって『検討本部』を立ち上げ、米の再生産を保障できる水準に努力している」と答弁しました。

輸入農産物の安全策について、全国31箇所です厚生労働省とともに設置して検査体制を取っている。特にBSE対策の再発防止については、とりわけ、平成13年のBSE発生後、動物の肉コップンは禁止していると述べました。

ハンナングループによる牛肉擬装事件で、すでに裁判で当事者の有罪が確定したものの、兵庫県同和食肉事業協同組合(兵同食)の897トンの焼却肉に対して17億2000万円(肉の保管費含)補助金を出しているが、「本当に肉は焼却されたのか?」の疑問の声が兵庫県民から上がっている問題で、省の説明を求めたのに対し、「兵同食」の焼却肉は大阪の施設4カ所で焼却し、「焼却証明書」に基づいて補助金を出したとの答弁に終始したため、次回交渉で焼却日時など具体的事実に基づいた回答を求めました。

野放しの農産物輸入の歯止めと、農家の生産コストをつなぐ価格保障については、「まったくなしの課題、我が国の農業を減らしてはならない立場で全力を挙げる」と回答しました。

さらに、営農集団などへの各種制度の援助に對して①「強い農業づくり交付金」のうち経営構造対策(担い手育成緊急地域)②「農山漁村活性化プロジェクトチーム支援交付金」(平成19年度新規事業)③「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」(平成19年度新規)の事業を行っている」と回答しましたが、それらの内容については時間的な制約もあって突っ込んだものとはなりません。

(資料1 国土交通省)

1、償還推進助成運用基準(案)

償還推進助成のうち、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱第5の5の「七 未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」、「八 災害または火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額」及び「九 その他の国土交通大臣が特に必要と認める経費」については、下記の基準に適合するものを補助対象として取り扱うものとする。

記

七 未償還額と強制執行等による取立て額等との差額
強制執行・配当参加・抵当権の実効により債券の保全を最大限図つても借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

(運用基準)

1、「強制執行・配当参加・抵当権の実効により債券の保全を最大限図つても借受人からの未償還分の回収が著しく困難」とは、債権回収の最後の手段である強制執行等を行ったが全額回収するに至

家庭支援推進保育(19交付決定ベース)

栃木県	足利市	2
	佐野市	1
	小山市	4
	大平町	1
埼玉県	行田市	1
	加須市	1
	本庄市	1
	羽生市	1
	上尾市	1
	神川町	2
	騎西町	1
神奈川県	横浜市	2
長野県	小諸市	1
岐阜県	美濃町	1
愛知県	名古屋市中区	5
	津島市	1
	甚目寺町	1
三重県	津市	5
	四日市市	3
	松阪市	2
	桑名市	2
	鈴鹿市	2
	志摩市	1
	伊賀市	2
		2
滋賀県	大津市	3
	彦根市	1
	長浜市	1
	近江八幡市	3
	草津市	1
	栗近江市	2
	米原市	2
	豊郷町	2
	甲良町	2
	虎姫町	1
	木之本町	1
京都府	京都市	20
	福知山市	2
	舞鶴市	2
	宇治市	1
	亀岡市	2
	八幡市	4
	京田辺市	2
	南丹市	3
	井手町	2
	笠置町	1
	和束町	1
	精華町	1
大阪府	大阪市	36
	堺市	3
	高槻市	2
	東大阪市	5
	池田市	2
	吹田市	1
	貝塚市	2
	八尾市	2
	泉佐野市	2
	富田林市	1
	松原市	1
	大東市	3
	和泉市	3
	泉南市	2

兵庫県	神戸市	4
	姫路市	7
	尼崎市	7
	加古川市	3
	西脇市	1
	小野市	2
	たつの市	1
奈良県	市川町	3
	奈良市	8
	大和高田市	3
	大和郡山市	3
	橿原市	2
	桜井市	5
	五條市	1
	御所市	8
	生駒市	1
	宇田市	3
	平群町	1
	三郷町	1
	三宅町	1
	高取町	1
和歌山県	上牧町	1
	河合町	1
	大淀町	1
	和歌山市	6
	御坊市	3
鳥取県	湯浅町	1
	串本町	1
	鳥取市	6
	倉吉市	3
	八頭町	4
島根県	松江市	1
	八雲町	1
岡山県	岡山市	7
	倉敷市	1
広島県	広島市	4
	福山市	11
	呉市	2
徳島県	三次市	4
	徳島市	8
	鳴門市	1
	小松島市	2
香川県	阿南市	7
	板野町	2
	高松市	2
愛媛県	丸亀市	1
	坂出市	1
高知県	松野町	1
	高知市	7
	室戸市	5
	南国市	1
	土佐市	1
	須崎市	1
	宿毛市	3
	土佐清水市	4
	香南市	2
	土佐町	1
	春野町	1
	四万十町	1
	黒潮町	2

福岡県	北九州市	17
	福岡市	1
	久留米市	1
	直方市	2
	飯塚市	5
	田川市	2
	行橋市	2
	中間市	1
	小都市	1
	筑紫野市	1
	太宰府市	1
	前原市	1
	古賀市	1
	嘉麻市	2
	桂川町	3
	筑前町	1
	香春町	2
	添田町	1
	糸田町	2
	川崎町	4
	大任町	3
	赤村	2
	福岡町	12
	筑上町	4
佐賀県	唐津市	1
熊本県	山鹿市	2
	菊池市	1
	大津町	1
	菊陽町	2
	小国町	1
大分県	山都町	1
	大分市	1
	中津市	2
宮崎県	宇佐市	1
	延岡市	1
合計		433

(厚生労働省出典)

2、「保証人からの償還が困難と認められる場合」とは、例えば、次のような場合をいう。

(1) 保証人を付けていない場合
住宅新築資金等の貸付に当たり、そもそも保証人を付けていなかった場合である。なお、平成4年度において、保証人を付けないならぬことを要項上明らかにしたところであるので、平成4年度以降の貸付については認められない。

(2) 死亡または失踪宣告を受けた場合
保証人が死亡又は失踪宣告を受けた場合である。なお、相続人が当該債務の相続を放棄した場合には限定されない。

(3) 破産（自己破産を含む。）した場合
保証人が破産（自己破産を含む。）し、裁判所が免責決定を行った場合である。

(4) 相当期間にわたって居所不明の場合
保証人が概ね7年間にわたって居所不明の場合である。

(5) 生活保護を受けている場合

保証人が生活保護法による生活保護を受けている場合である。

(6) 生活保護に準じた状態にある場合
保証人が次のいずれかに該当する場合である。

- 生活保護法による保護基準と同程度の収入の状態にあり、かつ、長期疾病、失業、不安定就労等により、更生の見通しがないと認められること。
- 生活保護法による保護基準と同程度の収入の状態にあり、かつ、高齢等のため、将来にわたって貸付金の償還ができないと認められること。
- 精神または身体に著しい障害を受けたため、又は災害等により経済事業が急変したため、貸付金の償還ができなくなったと認められること。
- 現に営んでいる生活水準を維持しつつ、自己の資力によって貸付金の償還ができないと認められること。

3、保証人に対しては、強制執行等を行うことを要件としない。

4、本補助については、債権放棄を要件としない。

八 災害又は火災により住宅が消失した場合における未償還額と火災保険等による充当額との差額
災害又は火災により貸付金に係る住宅が滅失し、借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還と火災保険等による充当額等との差額（運用基準）

1、住宅の損失とは、住宅の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延べ床面積に70%以上に達したもの又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達した程度のものという。

2、「借受人からの未償還分の回収が著しく困難」とは、例えば、次のような場合をいう。

(1) 生活保護を受けている場合
借受人が生活保護法による生活保護を受けている場合である。

(2) 生活保護に準じた状態にある場合
借受人が、六の運用基準の2の(6)の・から

・のいずれかに該当する場合である。

3、「保証人からの償還が困難と認められる場合」

広域隣保事業実施状況(平成17年度)

		広域隣保事業 実施館数	確定額(円)
1	茨城県	7	4,751,000
2	栃木県		
3	群馬県		
4	埼玉県		
5	千葉県		
6	神奈川県	1	1,352,000
7	東京都		
8	新潟県	12	9,844,000
9	長野県		
10	岐阜県		
11	静岡県	2	1,674,000
12	愛知県		
13	三重県		
14	滋賀県		
15	京都府		
16	大阪府	8	11,076,000
17	兵庫県		
18	奈良県	9	
19	和歌山県		
20	鳥取県	2	2,180,000
21	島根県	12	4,103,000
22	岡山県	16	17,641,000
23	広島県		
24	山口県	1	1,354,000
25	徳島県	2	1,354,000
26	香川県	10	11,595,000
27	愛媛県		
28	高知県	4	5,382,000
29	福岡県		
30	佐賀県	-	
31	熊本県		
32	大分県	2	2,708,000
33	宮崎県	3	4,062,000
34	鹿児島県	-	-
35	沖縄県	-	-
36	東京都	-	
37	埼玉県		
38	千葉県	1	1,354,000
39	東京都		
40	大阪府	-	
41	兵庫県		
42	奈良県	-	
43	和歌山県		
44	鳥取県	-	
45	島根県		
46	岡山県	-	
47	広島県		
48	山口県	-	
49	徳島県		
50	香川県	-	
51	愛媛県		
52	高知県	-	
53	福岡県		
54	佐賀県	-	
55	熊本県		
56	大分県	-	
57	宮崎県		
58	鹿児島県	-	
59	沖縄県		
60	東京都	-	
61	埼玉県		
62	千葉県	-	
合計		92	89,701,000

(厚生労働省出典)

とは、七の運用基準の2の場合をいう。なお、保証人に対しては、強制執行を行うことは要件としない。

4、本補助については、災害救済の必要性の極めて高い場合を対象とすることとし、原則として償還免除（債券放棄）を行うことを条件とする。

九 その他国土交通大臣が特に必要と認める場合（運用基準）

1、七及び八以外で、借受人からの償還が著しく困難で、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合を補助対象とする。

2、「借受人からの償還が著しく困難」とは、例えば、次のような場合をいう。

（1）借受人が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合で、相続人が当該債務の相続を放棄した場合

（2）借受人が破産（自己破産を含む。）し、裁判所が免責の決定を行った場合

（3）借受人が相当期間（概ね7年間）にわたって居所不明で住民票の職権削除を行った場合で、かつ、差し押さえ財産を所有していない場合

（4）借受人が生活保護法による保護を受けている場合で、かつ、差し押さえ財産を所有していない場合

（5）借受人が生活保護法に準じた状態（六の運用基準の2の（6）の・から・のいずれかに該当する場合）にあり、かつ、差し押さえ財産を所有していない場合

3、上記において「差し押さえ財産を所有していない場合」とは、当該財産について強制執行等を行っても配当を受ける見込がない場合等を含む。

4、「保証人からの償還が困難と認められる場合」とは、七の運用基準の2の場合をいう。なお、保証人に対しては、強制執行等を行うことを要件とはしない。

5、本補助については、債権放棄を要件とはしない。

（注1）上記七、八及び九において、平成4年度以前の債権管理・回収業務の不徹底をもって補助対象外とはしない。

（注2）上記七、八及び九において、平成4年度以前の強制執行等に係る貸付及び災害等による住宅の滅失も補助対象とする。

（注3）要綱、要領の貸付条件を現時点で満たしていない滞納物件についても原則として補助対象となる。

（資料2）

平成19年度 全国住環境整備事業推進協議会三部会合同検討部会

平成19年9月6日 国土交通省住環境整備室

公共貸付住宅団地における高齢時代に対応した適切なコミュニケーションバランスの確保等について

1、現状認識

公営住宅や改良住宅等の公共賃貸住宅においては、管理開始時期の古いものを中心に急速に居住者の高齢化率が高まっており、今後、その傾向はさらに顕著になることが予想されている。また、近年、高齢福祉政策がこれまでの施設における医療・看護・介護から在宅医療・在宅看護・在宅介護へと移行することを背景に、公共賃貸住宅団地においても急増する高齢者に対する福祉環境を整備するとともに、地域における自治活動や住民相互による見守りなどを支援するためのバランスのとれたコミュニケーションを再生・維持することが従来以上に重要になっている。

とりわけ短期間に大量に住宅が整備された大規模公共賃貸住宅団地や、同和対策特別措置法等に基づ

く特別対策の実施により住宅の大部分が公共賃貸住宅によつて占められているような地区にある公共賃貸住宅団地にあつては、居住者の高齢化と所得が上昇した世帯の地区外転出とが相伴つてコミュニケーションバランスが崩れ、自治会機能や住民相互による見守り機能が定価する等の問題が指摘されている。また、これらの団地においては一般に公共賃貸住宅以外の住宅バラエティがないため、公共賃貸住宅に居住する高齢の親世帯を介護する等のために子世帯が近居を希望しても実現が困難である等の事態も懸念されている。

このため、このような公共賃貸住宅団地については、「2、高齢福祉環境の整備に関する施策」及び「3、適正なコミュニケーションの回復・維持に関する施策」に掲げるような対策を、適宜、単独あるいは組み合わせて活用することにより、団地周辺地域に居住する高齢者にも配慮しながら福祉環境の向上を図るとともに、多様な世帯の居住を促すことにより適切なコミュニケーションを回復し、高齢社会に相応しい団地として再生することが重要である。

なお、同和対策特別措置法（昭和44年7月10日法律第60号）の施行により始まった同和対策に対する国の財政上の特別措置は、平成14年3月31日の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年3月31日法律第22号）の規定の失効により終了し、一般対策へと移行したところである。しかしながら、このことが同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは、平成8年5月1日の地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」に掲げられているところであり、加えて上述のように同和対策特別措置法等に

基づく特別対策の実施により住宅の大部分が公共賃貸住宅であるような地区における公共賃貸住宅団地は、適切なコミュニティバランスを維持することが困難になりつつある公共賃貸住宅団地の典型例であることから、長年にわたる施策の成果が損なわれることのないよう、周辺地域との一体性にも配慮しながら必要に応じ適切な一般対策を実施することにより、高齢社会に相応しいコミュニティバランスが確保された団地として再生することが重要である。

2、高齢福祉環境の整備に関する施策

(1) 福祉部局との連携強化

高齢社会においては住宅施策と福祉施策とが相互に密接に連携して行われる必要があり、関係者による施策連携に向けた不断の取組みが重要である。このため、地域における多様な受容に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（以下、「地域住宅特別措置法」という。）第5条に基づき地域住宅協議会を設置し、地方公共団体からは住宅部局及び福祉部局がともに構成員として参加するとともに、必要に応じて地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備を行う民間事業者、地域における良好な居住環境の形成を計る活動を行うことを目的として設立されたNPO等を構成員に加え、必要な対策について検討を行う。

(2) バリアフリー化の推進

加齢に伴い身体機能が低下した場合においても、生活の質を低下させずに豊かな住生活を持続するためには、自立的な生活、近隣住民との交流、趣味の活動等を可能な限り継続できるよう、行動の物理的障害を排除することが重要である。このため、建替事業や改善事業を実施することにより住戸内、住棟共用部、集会所等及び敷地内をバリアフリー化するとともに、バリアフリー環境整備促進事業等の活用

により団地からも公共交通機関、福祉施設、店舗等への移動経路についてもバリアフリー化を推進する。

(3) 福祉施設との県令による見守り機能の強化

高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加に伴い、日常生活相談への対応、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連絡等の生活支援サービスや見守りサービスの重要性・必要性が益々高まっている。これらのサービスを的確に提供するため、高齢者世帯が居住する住戸に係る緊急通報システムの設置、福祉部局との連携によるシルバーハウジング・プロジェクト等の施策を実施する。なお、既存の公共賃貸住宅団地においてシルバーハウジング・プロジェクトを実施する場合の生活相談員（ライフサポートアドバイザー）用の住戸や生活相談所については、共同施設として整備するほか、一定の要件を満たす場合には国土交通大臣の承認を得て空き住戸を目的外使用し、これらの用途に充てることができる。

(具体事例)

○空き住戸を目的外使用することにより、生活相談所として活用している団地…市営古川住宅等（神戸市）

(4) 高齢福祉施設等の整備

急激な高齢化の進展、高齢者に対する医療・介護サービスの提供のあり方の施設型から在宅型への移行を背景として、高齢者が住み慣れた地域において医療・介護サービスを受けられるよう、既成市街地内に高齢福祉施設等を整備することが急務となっている。このようなニーズに対応するため、既存公共賃貸住宅団地の空き地や空き施設を活用して福祉施設等のリッチを誘導するとともに、建替事業の実施に当たって福祉施設等を併設・合築する等により、周辺地域に居住する高齢者の利用にも配慮した高齢

福祉施設等の整備を図る。

(具体事例)

○既存公共賃貸住宅団地の空き施設を活用して福祉施設の立地を誘導している団地…県営いちょう上飯田団地（横浜市）

供 (5) 高齢期の多様な居住形態に対応した住宅の提供

高齢者の心身の状況によっては、高齢者が単身又は夫婦だけで独立して生活するよりも、複数の高齢者が共同して生活すること等が望ましい場合がある。このような高齢期の多様な居住形態のニーズに対応するため、必要に応じて、公共賃貸住宅団地の目的外使用によるグループホーム事業への活用。建替えに当たって居室部分の独立性を確保しながら居間や食堂等を共有することにより高齢者の緩やかな共同生活を可能とするコレクティブ住宅等の整備を図る。なお、グループホーム事業を行う社会福祉法人等への公営住宅を目的外使用させる場合には、社会福祉法人等の賃貸後一月以内に国土交通大臣に報告することによって承認があったものとして取り扱われる。

(具体事例)

○グループホーム事業を行う社会福祉法人に対し目的外使用をさせている団地…府営狭山住宅（大阪府狭山市）

(6) 高齢者世帯と子世帯等との近居の促進

高齢者の安心を確保するためには、介護保険等の公的制度の充実と併せて、子供等の身近な者に介護してもらうことのできる環境が重要である。公共賃貸住宅においても、高齢の既居住者の介護等を行うことを目的に近隣の住戸への入居を希望する子世帯を対象として、優先入居の活用、住替えのための特定入居により高齢世帯と子世帯との近居を図る。な

お、このような措置を講ずる場合には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「セーフティーネット法」という。）第9条に基づき、地域住宅特別措置法第6条第1項に規定する地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等として、当該措置について記載しておくことが望ましい。

（具体事例）

○優先入居により高齢世帯と子世帯の近居を図っている地方公共団体…大阪府、愛知県、広島県

（7）高齢者等の生活を支えるNPO等に対する支援
高齢者等の安心居住を実現し、生活の質を維持するためには、行政による対応と閉口して地域住民等によるきめ細かな生活支援や見守り等が行われることが望ましい。このため地域住民等で構成されるNPO等による生活支援や見守り活動を活性化するため、必要に応じて地域住宅交付金の提案事業を活用し、これらNPO等の活動を支援する。

（具体事例）

○提案事業により生活支援活動や見守り活動に対する支援を行っている地方公共団体…佐賀市

3、適正なコミュニティバランスの回復・維持に関する施策

（1）子育て世帯の優先入居

公共賃貸住宅団地における高齢化が著しく、コミュニティバランスの適正化を図る必要がある場合、子育て世帯についての優先入居の活用により若年世帯の入居を促進し、適正なコミュニティバランスを実現する。なお、このような措置を講ずる場合には、セーフティーネット法第9条に基づき、地域住宅特別措置法第6条第1項に規定する地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等として、当該措置について記

載しておくことが望ましい。また、子育て世帯については、地域の実情を勘案しつつ、期間満了後の入居者の居住の安定確保にも十分配慮した上で、定期借家制度（期限付き入居）の活用を図るものとする。

（具体事例）

○子育て世帯に対し優先入居を実施し、定期借家制度を活用している地方公共団体…東京都、大阪府、埼玉県

（2）子育て視線施設等の整備

夫婦が共に働くことが普遍化した今日、子育て世帯にとっては保育所、託児所、夜間診療可能な医院をはじめとする子育て支援施設等は必須とも言えるものであり、高齢化が著しい公共賃貸住宅団地において若年世帯の入居を促進するためには、このような子育て世帯のニーズに対応する必要がある。このため、既存公共賃貸住宅団地の空き地や空き施設を活用して子育て支援施設等の立地を誘導するとともに、建替事業の実施に当たって子育て支援施設等を併設・合築する等により、若年世帯の入居を促進し、適正なコミュニティバランスを実現する。

（具体事例）

○既存公共賃貸住宅団地の空き地や空き施設を活用して子育て支援施設等の立地を誘導している団地…府営豊中上新田団地（大阪府豊中市）

（3）みなし特定公共賃貸住宅の活用

公共賃貸住宅団地が公営住宅及び改良住宅だけでなく構成されているため、所得が上昇した世帯が流出し、又は新たな入居者が低所得者に限定され、結果として団地のコミュニティバランスの低下や、地域のコミュニティ活動への支障が懸念される場合には、公営住宅法第45条第2項及び「改良住宅等の目的的外使用に係る運用について（平成15年12月24日付

け国土交通省国住整第61号）」第三のいわゆるみなし特定公共賃貸住宅を積極的に活用することにより、所得が上昇した世帯の地域内での居住や中堅所得の入居を促進し、コミュニティバランスの適正化を図る。

（具体事例）

○改良住宅をいわゆるみなし特定公共賃貸住宅団地として活用している団地…市営日之出第2団地（大阪府）

（4）建替えを契機とした多様な住宅の供給

適切なコミュニティバランスを回復し、長期にわたって維持していくためには、公営住宅や改良住宅等の公共賃貸住宅に加え、多様な世帯が居住できるような住宅のバラエティが必要である。このため、公共賃貸住宅の建替えに当たって、特定公共賃貸住宅や分譲更新住宅を供給する、余剰敷地を民間事業者に譲渡又は賃貸して地域優良賃貸住宅をはじめとする賃貸住宅や分譲住宅の供給を誘導する、余剰敷地を地域住民等に譲渡又は賃貸してコーポラティブ住宅の建設を誘導する等、様々な方法を駆使して多様な住宅の供給を図る。なお、公営住宅及び改良住宅の建替えに当たって余剰敷地を譲渡して得た収入については、原則として新たに整備する公営住宅及び更新住宅等の整備費用にそれぞれ充てなければならない。

（具体事例）

○公共賃貸住宅の建替えに当たって、特定公共賃貸住宅や分譲更新住宅の供給を行っている団地…市営本町南団地（北海道伊達市）、楽只地区（京都市）
○民間事業者に都営住宅用地を貸し付けて、賃貸住宅等の供給を誘導している団地…都営南青山一丁目団地（東京都港区）